

京都市青少年科学センターの組織及び運営に関する規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市教育委員会
教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第27号

京都市青少年科学センターの組織及び運営に関する規則等の一部を改正する規則

(京都市青少年科学センターの組織及び運営に関する規則の一部改正)

第1条 京都市青少年科学センターの組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、課長補佐、担当課長補佐」を削る。

第5条第3項中「、担当課長補佐」を削り、同条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

(京都市総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部改正)

第2条 京都市総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、課長補佐、担当課長補佐」を削る。

第3条第4項中「、担当課長補佐」を削り、同条中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項から第11項までを1項ずつ繰り上げる。

(京都市野外活動施設花背山の家に関する規則の一部改正)

第3条 京都市野外活動施設花背山の家に関する規則の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、課長補佐、担当課長補佐」を削る。

第7条第3項中「、担当課長補佐」を削り、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

(京都市学校歴史博物館の組織及び運営に関する規則の一部改正)

第4条 京都市学校歴史博物館の組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、課長補佐、担当課長補佐」を削る。

第3条第4項中「、担当課長補佐」を削り、同条中第5項を削り、第6項を第5項と

し、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

第5条各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

(京都市教育相談総合センターの組織及び運営に関する規則の一部改正)

第5条 京都市教育相談総合センターの組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、担当課長補佐」を削る。

第3条第3項中「及び参与」を「、参与」に改め、「、担当課長補佐」を削る。

(京都まなびの街生き方探究館の組織及び運営に関する規則の一部改正)

第6条 京都まなびの街生き方探究館の組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3条第5項中「、担当課長補佐」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)